

鈴鹿医療科学大学 知的財産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）において、本学教職員の知的財産の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、知的財産（およびそれに係る権利）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 発明（特許権）
- (2) 考案（実用新案権）
- (3) 意匠（意匠権）
- (4) 植物新品種（育成者権）
- (5) 回路配置の創作（回路配置利用権）
- (6) プログラムおよびデータベースに係るもの（著作権）
- (7) ノウハウ（営業秘密等）

2 前項のうち、本規程の対象となる知的財産は第1号から第4号を指し、これを総称して以下「発明等」という。これ以外については、必要に応じて定めるものとする。

3 本規程は第1項第1号を中心に記述するが、第2号から第4号についても、それぞれの知的財産および権利の性質に応じて準用する。

4 本規程の対象者は教職員とする。

5 職務発明とは、本学の業務範囲に属する発明等であり、教職員の本学における現在又は過去の職務に属し、かつ、本学の研究経費、研究設備を用いて行ったものをいう。

(権利の承継)

第3条 教職員が行った職務発明は、原則として本学に帰属し、本学の責任において知的財産の有効活用を図る。ただし、知的財産は、経済的合理性の追求を目指すことが基本であることから、事業化の見込がない場合など個別の事情によっては、本学が職務発明を承継せず、または承継後であっても発明者に返還することができる。

(発明等の届出及び出願)

第4条 教職員は、職務発明を行い、特許出願をしようとする場合は学内外で発表する日の少なくとも1か月前までに、発明等の届出書（様式第1号）を研究振興課まで提出しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は出願に先立ち知的財産管理委員会（以下、「委員会」という。）を開催することができる。

2 発明者は、発明等の届出書の提出後、速やかに出願手続を行うものとする。以後、発明者は、権利化までの手続を進めるとともに、本学と協力してその積極的な活用を図り事業化を促す。

3 発明者は特許査定連絡を受けたときは、直ちに研究振興課まで報告しなければならない

ない。

4 本学は、発明者より特許査定連絡を受理したときは、委員会による審議を経て、本学への承継の可否について決定し、その結果を審査結果通知書（様式第3号）にて発明者に通知する。

5 委員会の審議において本学への承継が決定した場合、発明者は知的財産に関わる権利について、本学への権利譲渡書（様式第2号）を研究振興課に提出しなければならない。

（知的財産の管理）

第5条 本学における知的財産の管理および企画に係る審議は、研究振興課にて行う。

2 本学は、保有する知的財産については、定期的に見直し評価を行い、活用の見込のない知的財産は放棄や譲渡等の処分を行い、または発明者本人に返還する。

（異議申立）

第6条 発明者は、承継または返還についての決定に異議があるときは、大学に対し、文書により異議を申し立てることができる。

（守秘義務）

第7条 発明等に関する情報に携わる者はすべて、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

（制限行為）

第8条 発明者は、委員会において、当該知的創造物に関わる権利を本学が承継しないと決定した後でなければ、その権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、別途契約等で決められている場合はこの限りでない。

（知的財産の活用）

第9条 本学は、承継した職務発明を、本学の責任において早期の事業化に努める。この場合、発明等の実施許諾または譲渡等の相手方については、発明者の意向に配慮する。

2 本学から実施許諾を受けた者が一定期間経過後も当該発明等を実施しない場合には、本学は、他の企業等を実施許諾を行うなどの措置を取る。

3 本学は、保有する知的財産を、学術目的その他公共の福祉のために活用する場合には、何人にも無償で使用させることができる。

（補償金）

第10条 本学は、知的財産にかかわる権利が本学へ承継された際に、発明を行った職員に対し補償金を支払う。また承継した権利に基づき、外部機関から本学が収入を得た場合、その実施料収入の一部を補償金として支払う。補償金に関しては別途定めることとする。

（利益相反）

第11条 本学の知的財産の創出や産学官連携に関する活動が活発化することに伴って、外部から得る経済利益等と教育研究上の責任が対立する「利益相反」の問題が生じることが予想されるため、関係者は十分に配慮すること。

（知的財産管理委員会）

第 12 条 知的財産管理委員会については別途定める。

(所掌事務)

第 13 条 本学の知的財産等に関して、知財本部を研究振興課に置く。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、運営協議会の審議に基づき、理事会の議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 23 日に制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。